

令和6年3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年3月11日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均 ・ 酒井 勉  
清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子 ・ 館林 朋子  
永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範  
山中 敏彰

欠席委員

江崎 和浩

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 臼井 正典 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司  
大野 達朗 ・ 小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博  
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 酒井 秀男  
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美  
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫  
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男  
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長 三嶋 克之                      主幹                      多田 有里  
副主幹                      佐藤 智香                      主査                      小木曾高志  
主査                      高橋 伸和                      主任主事                      宮田 直弥  
主事                      江川 充洋                      主事                      臼井 健人

関係者

経済部農林課副主査                      富田 奨

議 事

- 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受  
適格証明願の審議について
- 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議  
について
- 議案第 10 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 11 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- 
- 報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の  
受理の報告について
- 報告第 10 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の  
受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、  
本会議は成立することを御報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと  
思います。

それでは、議席番号2番、梶下信孝委員、議席番号3番、西垣隆委員の両  
委員、よろしく御願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら  
御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適  
格証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第7号について説明いたします。

1ページをお願いします。

今回出願がありました農地につきましては、岐阜地方裁判所において期間  
入札の公告が行われています。

この物件は農地でありますので、入札に参加するには、民事執行規則第33  
条により、農業委員会から買受適格があることの証明書の交付を受けること  
が必要です。

また、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者が、その農地の買受人と  
なり、農地法第3条の許可申請がされた場合、証明書の交付時と事情が異な  
っていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しており  
ますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基準に抵触  
しないことが要件となります。

今回は1件提出されています。

2ページをお願いいたします。

1番、西郷地区の案件は、出願人が農業経営を開始するものです。

当該農地では果樹を栽培するとのこととです。

買受適格証明の発行にあたり、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約す  
る営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農  
作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

小木曾主査

つきましては、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第7号について、事務局から説明がありました。

出願人の営農状況等につきまして、担当地区の農業委員から説明をいただきます。

それでは、1番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

出願人は心身ともに健康に生きていけるような生活提案業を行っており、福祉事業所の方と仕事上でかかわることがあるため、果実を栽培できるようにし、将来的には農福連携を目指しておられます。

2月26日に現地立会いを行いました。

立会いの際に、申請地付近の近隣住宅、農地、水路について、影響がないように確認しており、このたびの証明書の発行及び、その後の3条許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転10件、使用貸借による権利の設定6件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第8号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

小木曾主査

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願いします。

1番、本荘地区の申請は、家族間の贈与による所有権移転です。

2番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、常磐地区の申請は、農業経営を開始及び拡大するための所有権移転です。

5ページをお願いします。

4番、常磐地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番、黒野地区及び西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番、方県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6ページをお願いします。

7番、方県地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地ではイチゴを栽培するものです。

8番から7ページの12番までの西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

13番、七郷地区の申請は、共有農地の持分を他の共有者に移転し、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

8ページをお願いします。

14番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

15番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

16番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第8号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1番、本荘地区は、江崎美咲委員、お願いいたします。

江崎(美)委員

1番の申請は、親子間での贈与として、受人へ畑を譲り渡すものです。

2月16日に、現地確認を行いました。

江崎(美)委員

申請地では、引き続き季節の野菜を栽培される予定です。  
今回の申請は、農業経営を子へ継承していくものであり、受人は、地域の取り決めなども承知されているため、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、2番、長良地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、果樹を栽培される予定です。  
受人は、世帯において所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、3番から4番、常磐地区は、河田均委員、お願いいたします。

河田委員

3番の申請は、農業経営を開始及び拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
2月28日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。  
申請地で柿と栗を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども遵守し、営農計画書のとおり、適正に耕作することを確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。  
続きまして、4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、5番、黒野、西郷地区及び、6番から7番、方県地区は、野々村貢委員、お願いいたします。

野々村委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
2月21日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

野々村委員

申請地では引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人には、他の農地を含め、適正に管理することを確認しております。

地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月21日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、ビニールハウスを建ててイチゴを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなどを守り、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番から12番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

8番から12番の申請は、いずれも農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。

2月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

借人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、13番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いいたします。

西垣委員

13番の申請は、共有農地の持分を他の共有者に譲り渡すものです。

申請地では、引き続き柿を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、14番から15番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いいたします。

清水委員

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月26日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

また、申請地一部では野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

15番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、畑を貸し出すものです。

2月26日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、16番、柳津地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

16番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月27日に、農業委員、農地利用最適化推進委員、受人の父、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培されるということです。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないということです。

議長

議案第8号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第8号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**



議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転、1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第9号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表を御覧ください。

今回の申請は、1件、合計48平方メートルです。

11ページを御覧ください。

1番、岩地区の申請は、所有権の移転により自宅への進入路及び庭に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第9号について事務局から説明がありました。

議案第9号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第9号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第10号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第10号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

13ページをお願いします。

小木曾主査

1 番、西郷地区の申請は、令和 4 年 12 月 13 日付で許可済です。

この度、工事の仕様変更により、一時転用期間が 1 ヶ月延長になったことから、事業期間を変更するものです。

変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 10 号について事務局から説明がありました。

議案第 10 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 10 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 11 号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、令和 6 年 2 月 7 日付け、岐阜市経農第 1441 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

富田副主査

議案第 11 号の内容を説明いたします。

今回は、2 件の軽微な変更として、農業用施設関係と、1 ヘクタール以内の用途区分変更、3 件の農用地からの除外、1 件の 1 ヘクタール以上の用途区分変更の申出になります。

16 ページを御覧ください。

軽微な変更として、1 件目は、方県地区の岐阜市健康ふれあい農園の閉園に伴い、農業施設用地となっていた土地を農地に戻します。

農業施設用地 4 筆、計 1,425 平方メートルとなります。

2 件目は、常磐地区の 1 ヘクタール以内の用途区分変更で、田 1 筆、計 229 平方メートルとなります。

合計で 1,654 平方メートルとなります。

富田副主査

17 ページを御覧ください

続きまして、農用地からの除外として、常磐地区、三輪地区、日置江地区の田 2 筆、計 68.41 平方メートル、畑 2 筆、計 248.3 平方メートル、合計 316.71 平方メートルの除外となります。

続きまして、網代地区の 1 ヘクタール以上の用途区分変更として、田 31 筆、計 18,881 平方メートルとなります。

18 ページに、農用地区域から除外の申出があった 3 件の詳細を記載しておりますので、御覧ください。

整理番号 1 は、常磐地区、精米所、ヌカハウスの申出です。

整理番号 2 は、三輪地区、排水管設置の申出です。

整理番号 3 は、日置江地区、分家住宅の申出です。

22 ページ、23 ページ、24 ページにそれぞれ位置図をつけておりますので御覧ください。

19 ページにお戻りください。

軽微な変更で 1 ヘクタール以内の用途区分変更の詳細を記載しておりますので、御覧ください。

整理番号 4 は、常磐地区、農業用倉庫の申出です。

続きまして、網代地区の 1 ヘクタールを越える用途区分変更の詳細を記載しておりますので、御覧ください。

整理番号 5 は、網代地区、養鶏場等の申出です。

25 ページ、26 ページにそれぞれ位置図をつけておりますので、御覧ください。

なお、20 ページの (3)、「市町村検討調書」に記載しておりますように、除外の申出のありました 3 件は、いずれも「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 11 号について説明がありました。

議案第 11 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 11 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第8号から第10号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

28 ページをお願いします。

届出は、計28件、合計32,896.61平方メートルです。

続きまして、報告第9号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

30 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、計12件、合計5,159.30平方メートルです。

明細は、31ページから33ページです。

続きまして、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

35 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となります。

届出は、計68件、合計44,925.77平方メートルです。

明細は、36ページから53ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和6年2月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

小川委員、どうぞ。

小川最適化  
推進委員

ここ数年、事務局の地区担当が毎年ごとに代わる事例が見られます。  
特に来年度は地域計画に関する話し合いもありますので、担当について考慮していただきたく思います。

事務局長

御要望として承ります。  
柳津地区のみでなく、どの地区においても、地区担当が継続して受け持つことの重要性は承知しておりますが、人事異動など、やむを得ず対応できない場合もございますので、御了承ください。

小川最適化  
推進委員

わかりました。

議 長

その他、何かございますか。

議 長

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。  
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 29 分閉会を宣す。